

旅館経営再生塾

第一六回

中小会社社会計基準の有効活用について

一

（執筆 中村尚和）

「中小会社社会計基準」というものをご存知だろうか。中小会社が税理士の指導の元で当基準に従って決算書を作成した場合、無担保融資制度をはじめとするメリットが受けられることがある。今回は、この「中小会社社会計基準」について紹介する。

昨今における改正商法は、株式会社の計算書類（決算書）の公告義務について、従来の新聞・官報による公告に加え、自社ホームページ等による開示が認められるようになった。このような中「中小会社社会計基準」は、中小会社向けの会計基準と

して制定された。この基準は、中小会社の経営実態を明らかにし、会社債権者や取引先等の計算書類の利用者にとって必要な情報開示を行うことが期待されている。

具体的には、中小会社に過重な負担を強いられないように考慮されており、従来から行ってきた経理を変える必要はない。当基準に従った適正な計算書類を作成し、注記と呼ばれる決算書の補足情報、経営比率等を追加することで当基準は達成される。

現在、税理士会では「中小会社社会計基準適用に関するチェック・リスト」を公表し、税理士が証明できる制度を確立している。今回紹介できなかった（次回紹介する）無担保融資制度は、当チェック・リストを採用した代表例として大いに期待されている。この機会に「中小会社社会計基準」の採用を検討して見ては如何だ

ろ
う
か
。